広島女学院大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程

 2017.
 2.
 7 制 定

 2017.
 12.
 5 改 正

 2018.
 3.
 13 改 正

 2018.
 11.
 13 改 正

 2021.
 12.
 24 改 正

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」に基づき、広島女学院大学(以下「本学」という。)における公的研究費を用いた研究 活動において研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な 事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省及びその他の省庁、又は同省が所管する独立 行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- 2 研究活動上の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものであり、「特定不正行為」とそれ以外の不正行為を含む。
- (1) この規程において「特定不正行為」とは、次に定めるところによる。
 - ・捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を 真正でないものに加工すること
 - ・盗用:他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
- (2) この規程において、「特定不正行為」以外の不正行為とは、前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、次に定めるような、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が 甚だしいものをいう。
 - ・二重投稿:複数の学術雑誌等に本質的に同じ論文を投稿すること
 - ・不適切なオーサーシップ:論文著作者が適正に公表されないこと
- (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- 3 この規程において、「研究機関」とは、第1項に定める競争的資金等、私学助成等の基盤的経費その他の 文部科学省及びその他の省庁の予算配分又は措置により、本学に所属する研究者が研究活動を行っている 全ての機関をいう。
- 4 この規程において、「配分機関」とは、第1項の競争的資金等の配分をする機関をいう。
- 5 この規程において、「研究者」及び「研究者等」とは、本学において研究活動に携わる本学の職員及び学生 並びに本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不 正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、

実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を 10 年間、適切に保存・管理し、開示の必要性 及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究データの保存・開示)

第4条 本学における研究データの保存・開示等に関しては、最高管理責任者が別に定める。

(責任体系)

- 第5条 本学における研究活動の不正行為の防止を推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究 倫理教育責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動の不正行為の防止の推進について最終責任を負うものと し、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為の防止の推進について統括する実質的 な責任と権限を持つものとし、総合研究所長をもって充てる。
- 4 研究倫理教育責任者は、各部局における研究活動の不正行為の防止の推進について実質的な責任と権限を 持つものとし、学科長をもって充てる。
- 5 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に定める事項を行う。
 - (1) 本学において研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究倫理に関する知識を定着、更新させること。
 - (2) 本学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生及び院生に対する研究倫理教育を実施すること。

(告発の受付窓口)

第6条 研究活動上の不正行為に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、本学総務課庶務 担当に受付窓口を置くものとする(以下「告発窓口」という)。

(告発の受付体制)

- 第7条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、本学に対して告発を行うことができる。
- 2 告発及び相談の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談とする。
- 3 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の 氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が 示されていなければならない。
- 4 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、 これを受け付けることができる。
- 5 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長、統括管理責任者に報告するものとする。 統括管理責任者は、当該告発に関係する部局責任者等に、その内容を通知するものとする。
- 6 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が 知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合 (研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為 の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、統括 管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
- 8 被告発者又は報道等により不正行為の疑いが指摘された研究者等に、本学以外の研究機関に所属する者が 含まれる場合には、学長は、当該研究機関又は研究機関の部局等の長にその内容を通知するものとする。 (告発の相談)
- 第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、 告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認め たときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、学長及び統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、学長及び統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

- 第9条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び 被告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、 電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、 適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規程は、告発の相談についても準用する。 (秘密保護義務)
- 第10条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。 職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 学長及び統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の 公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しな ければならない。
- 3 学長又は統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を 得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の 責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、統括管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第11条 学長又は統括管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしては ならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、 その者に対して処分を課すことができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して 解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第12条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告 発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他 関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な

禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。 (悪意に基づく告発)

- 第13条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発 者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は 被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事 告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等 を通知する。

(予備調査の実施)

- 第14条 第7条に基づく告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、学長は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成するものとし、学長が指名する。

構成員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

本項第1号に定める者を予備調査責任者とする。

- (1)被告発者が所属する学科の研究倫理教育推進責任者1名
- (2) 学長が必要と認める者 若干名
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で 必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第15条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、 告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、 取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断 するものとする。

(本調査の決定等)

- 第16条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、 予備調査結果を学長に報告する。前条条第1項に定める告発された行為が行われた可能性がないとの判断 は、全会一致である必要がある。
- 2 学長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、 本調査への協力を求める。
- 4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、 資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料 等を保存するものとする。
- 5 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、 本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第17条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 統括管理責任者 1名
 - (2) 学長が指名する学部長 1名
 - (3) 研究分野の知見を有する者 若干名
 - (4) 法律の知識を有する外部有識者 若干名
 - (5) その他学長が必要と認めた者若干名
- 4 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員をもって充てる。
- 5 委員は、学長が任期を定めて委嘱する。

(本調査の通知)

- 第18条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に 通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、 学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると 判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発 者に通知する。

(本調査の実施)

- 第19条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の 精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、 被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び 機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に 協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 調査委員会は、本学以外の研究機関において調査が必要なときは、当該機関に協力を要請する。また、 他の研究機関等から調査要請があったときは誠実に協力する。

(本調査の対象)

第20条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第21条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠とな

る資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案 に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に 依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。 (本調査の中間報告)
- 第22条 学長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした 資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するも のとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

- 第23条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上 秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。 (不正行為の疑惑への説明責任)
- 第24条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第19条第5項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

- 第25条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その 理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づく ものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第26条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、 証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第27条 学長は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の 不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合 は、その所属機関にも通知する。
- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものと する。報告書に盛り込むべき事項は、別紙のとおりとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているとき は、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第28条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と 認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査 委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会 の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第17条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第18条各号に 準じた手続を行う。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、 直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その 際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員 会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告 を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。第2項により、悪意に基づくものと認定された告発者から、不服申し立てがあった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調查)

- 第29条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を 打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服 申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を 覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか

否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その 承認を得るものとする。

4 学長は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第30条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を 公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正 行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を 含むものとする。
- 3 前項の規程にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に 取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合 又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、 被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく 告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

- 第31条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、 それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第32条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された 論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任 を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるも のとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第33条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。また、被認定者が本学に所属していない者であるときは、被認定者の氏名及び認定した理由等を被認定者の所属する機関の長に通知する。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に 行わなければならない。

- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。 (措置の解除等)
- 第34条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった 研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがない まま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第35条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等 を通知する。

(是正措置等)

- 第36条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。
- 2 学長は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 学長は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に 対して報告するものとする。

(その他)

- 第37条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応等に必要な事項は、学長が別に 定める。
- 2 本規程に定めのない事項については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日文部科学大臣決定)」等に則り、適切に対応するものとする。

附則

- 1. この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。
- 2. この規程は、2017年 2月 7日から施行する。

附則

1. 本規程の第6条第5項、第9条第6項、第11条、第12条第2項、第15条第1項、第16条第3項、第7項、第8項、第9項、第10項、第19条第2項を改正し、2017年12月5日から施行する。

附目

1. 本規程は、第3条第4項を改正し、2018年4月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、第1条を改正し、2018年11月13日から施行する。

附則

1. 本規程は、次の各条項等を改正し、2021年12月24日から施行する。

題名、第1条、第2条第1項、第2項、第3項の改正、第2条第4項、第5項の挿入、第3条の挿入、第5条、第6条、第7条の改正、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条の挿入、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条の改正、第22条、第23条、第24条の挿入、第25条の改正、第26条の挿入、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の改正、第32条の挿入、第33条、第34条、第35条の改正、第36条の挿入、第19条を第37条に改正。第3条以降は、各条項の挿入により条数を繰り下げる。

査結果の報告書に盛り込むべき事項

	経緯・概要
\bigcirc	発覚の時期及び契機(※「告発」の場合はその内容・時期等)
\bigcirc	調査に至った経緯等
	調査
\bigcirc	調査体制(※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置)
\bigcirc	•調査内容
	•調査期間
	•調査対象(※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕
	・調査方法・手順(例:書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、
	生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、
	その内容及び結果等)
	・調査委員会の構成(氏名・所属を含む。)、開催日時・内容等
	//
	調査の結果(特定不正行為の内容)
\bigcirc	認定した特定不正行為の種別(例:捏造、改ざん、盗用)
\bigcirc	特定不正行為に係る研究者(※共謀者を含む。)
	①特定不正行為に関与したと認定した研究者(氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
	②特定不正行為があったと認定 した研究に係る論文等の内容について責任を負う者の
	して認定した研究者(氏名(所属・職(※現職))、研究者番号)
\bigcirc	特定不正行為が行われた経費・研究課題
	〈競争的資金等〉
	•制度名
	•研究種目名、研究課題名、研究期間
	• 交付決定額又は委託契約額
	·研究代表者氏名 (所属·職(※現職))、研究者番号
	・研究分担者及び連携研究者氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
	〈基盤的経費〉
	•運営費交付金
	•私学助成金
\bigcirc	特定不正行為の具体的な内容(※可能な限り詳細に記載すること)
	·手法
	•内容
	・特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的
	経費の額及びその使途
\bigcirc	調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
	調査機関がこれまで行った措置の内容
	(例)競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
	此点了了怎么。
	特定不正行為の発生要因と再発防止策
\bigcirc	発生要因
	(不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。) (※可能な関係影響は記載すること)
	(※可能な限り詳細に記載すること)
\bigcirc	再発防止策